年金記録問題へのこれまでの取組

- 1 年金記録問題の問題の所在と対策
- 2 対策の作業進捗状況
- 3 対策の成果
- 4 記録問題対策の課題
- 5 再発防止に向けての取組

(参考) 記録問題関係のその他の対策

平成23年6月7日 日 本 年 金 機 構

1. 年金記録問題の問題の所在と対策

問題の所在			はの所任と対策 対策	
	事	項	内 容	備考
A. 未統合記録	①特別便		全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。 「名寄せ特別便」 基礎年金番号の記録との突合せにより結びつく可能性 のある記録があった方へ送付。 「全員特別便」 それ以外の全ての方へ送付。	送付時期 名寄せ特別便 19年12月〜20年3月 全員特別便 20年4月〜20年10月 送付数 約1億873万人 うち未着 約238万人
(5095万件) の解決		フォロー アップ 照会	20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録が結び付く可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認し、年金事務所等で調査可能なものは、概ね確認作業を終了。 21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施したが、23年3月までにほぼ終了している。	
ど番が被をで を を を を は で は で は で は る は る は る は る る る る る る る	②黄色便		未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組みと並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。	送付時期 20年6月〜21年12月 送付数 約262万人 うち未着 約12万人
	③グレー便		マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。	送付時期 20年5月 送付数 約68万人 うち未着 約0.5万人
	④定期便		21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金 見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人 にお知らせしている。	送付時期 21年4月~ 送付数 21'約6676万人 うち未着 約122万人 22'約6610万人 うち未着 約103万人
	⑤受給者便		厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかをご本人に確認していただくもの。 21年12月から送付を開始し、「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 21年12月〜22年11月 送付数 約2632万人 うち未着 約32万人
B. 記録の正確	コンビュータ記録の		22年10月より、高齢の年金受給者の方など、優先順位の高い方から順番にコンピュータ記録と紙 台帳等の内容を照合し、不一致があった場合には、ご本人にお知らせし確認いただいた上で年金 記録を訂正している。	実施時期 22年10月~
	②国民年金特殊台帳 とコンピュータ記録の 突合せ		国民年金特殊台帳(国民年金の被保険者台帳のうち、特例納付の記録、前納の記録、年度内の 一部の期間のみ未納・免除となっている記録等の特殊な納付記録を記載したもの)とオンライン の納付記録との突合せ作業を行い、国民年金納付記録の適正化を図るもの。	実施時期 20年5月~22年6月
性の確保	③被保険者記録と 厚生年金基金記録 との突合せ		国の被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ作業を行い、これらの記録の適正化を図るもの。 第一次審査は、国記録と基金記録が不一致であったものとして基金等から調査依頼があったものについて、機構において、紙台帳等を確認。 第二次審査は、第一次審査で国記録が訂正されなかったものについて、基金等が行う適用事業所の人事記録等の調査結果を踏まえて記録訂正の対象となるかを判断し、必要なものは訂正する。	第1次審査:22年4月~本村 実施 第2次審査:22年10月~本 格実施
厚生年金の加入 期間や標準報酬、 国民年金の納付 記録等に誤りが あるものについ て適正化を図る	・ ④標準報酬等の 遡及訂正事案		不適正な標準報酬等の遡及訂正処理が行われた可能性がある記録として抽出した以下の3条件全てに該当する記録(約6.9万件)のうち、厚生年金の受給者の分約2万件について、20年10月から実施した戸別訪問調査の結果を踏まえ、必要な記録回復を行ってきたところ。さらに、ねんきん定期便や受給者便に対する回答等を踏まえ、約2万件以外の事案についても、必要な記録回復を進めている。・標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。・5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。・6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	
_	⑤定期便•受給者便		(前項①~⑤参照)	
(備考1)年金事務所段階における記録回復		記録回復	年金記録の回復の申立てのうち、一定の基準に該当するものは、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階において迅速に記録回復を行うこととしている。 ・厚年遡及訂正事案(給与明細等がある場合、約6.9万件該当事案等) ・厚年脱退手当金事案(いわゆる「まだら事案」等) ・国年事案(確定申告書等がある場合、1年以下または2年以下の未納期間等)	開始時期 ·厚年遡及訂正事案 20年12月、21年12月 ·厚年脱退手当金事案 21年12月、22年4月 ·国年事案 20年4月、21年12月
(備考2)年金記録確認第三者委員会			年金記録の確認について、国(厚生労働省)側に記録がなく、ご本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申し立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務として19年6月に総務省に設置された組織。	

1

2. 対策の作業進捗状況 (22年度末)

対 策		作	/# #z		
		対 象 数 (A)	処理数(B) (B/A%)	処 理 目 途	備考
A·未統合記	①特別便	(受付数)	(処理数)	・22年3月以前受付分を23年9月までに処理 ・23年3月以前受付分を処理困難ケース	未回答者数約2,512万人 (送付対象者数の約23%)
	②黄色便	約1,278万件 (受付数)	約1,210万件 (95%) (処理数)	を除き、23年9月までに処理 ・22年3月以前受付分を23年9月までに処理 ・23年3月以前受付分を処理困難ケースを除 き、23年12月までに処理(本部分について	未回答者数約86万人
	CACK	約151万件	約150.5万件(ほぼ100%)	は、23年9月までに処理)	(送付対象者数の約33%)
	③グレ―便	(受付数) 約59.3万件	(処理数) 約59.3万件(100%)	— (終了)	未回答者数約9.3万人 (送付対象者数の約13.7%)
録の				・22年3月以前受付分を23年9月までに処	
明明	④定期便	(受付数) 約209.6万件	(処理数) 約190.2万件 (91%)	理 ・23年3月以前受付分を処理困難ケース を除き、23年12月までに処理	
	⑤受給者便	(受付数)	(処理数)	・22年3月以前受付分を23年9月までに処理	
		約85.6万件	約68.1万件(80%)	・23年3月以前受付分を処理困難ケース を除き、23年12月までに処理	
B・記録の正確性の確保	①紙台帳等と コンピュータ 記録の突合	(推定人数) 約8,100万人	約486万人(約6%)	平成25年度までの4年間で紙台帳等 とコンピュータ記録の突合せを実施	・紙台帳等が紐付いた者について、コンピュータ記録と紙台帳等との突合せを実施 ・処理数は平成23年3月末時点の受託事業者終了までの人数及び割合
	② 国民年金特殊 台帳とコンピュータ 記録の突合 (別掲)	3, 096万件	3,096万件(100%)	(終了)	
	③被保険者記録と 厚生年金基金 記録との突合せ	(延べ人数) 3,746万人 (注)対象オンライン記録数 約4,000万件について、 名寄せ等を行った件数	3,383万人(約90 %)		22年9月末時点 <参考>日本年金機構における 第1次審査の実施状況 (23年3月 末) 受付件数 約246.4万件 処理件数 約90.5万件 (注)1オンライン記録につき複 数の不一致の理由がある場合 は、それぞれを1件と計上。
	④標準報酬等の 遡及訂正事案	2万件戸別訪問調査 ※「従業員」であって、年金記録が「事実 と相違」しており、「記録回復の申立て の意思あり」との回答があった事案 (従業員事案) 1,602件	1,602件(100%)	(終了)	2万件戸別訪問対象の従業員事案に係る記録回復のための作業は終了したが、2万件戸別訪問対象以外の事案については、引き続き、ねんきん定期便や受給者便に対する回答等を踏まえた記録回復のための作業を進めているところ。
(備考) 記録回復の申立て の処理状況 (事務所段階・ 第三者委員会) 記録回復の申立て件数(累計) 220,453件 うち年金事務所段階における記録回復 申立ての取下げ 第三者委員会への送付 (参考)第三者委員会へ送付されたもの(累記 あっせん 81,876件、非あっせん		7,611件 200,621件 †) 200,891件(23年4			

[※]特別便、黄色便、グレー便については訂正の有無にかかわらず回答をお願いしている。

3. 対策の成果 (22年度末)

課題	対策	回復人数等		
A. 未統合記録 (5, 095万件) の解決	特別便等 各種便 ①~⑤	1,239万人(平成18年6月以降)		
	①紙台帳等とコンピュータ 記録の突合せ	4,325人 回復見込額の累計(年額)約5,711万円 増額となった方一人当たり平均(年額)約1.3万円		
D =7.63 6	②国民年金特殊台帳と コンピュータ記録の突合せ (別掲)	7.9万件(うち再裁定進達6.8万件) 増額となった方一人当たり平均(年額)約1.4万円 (最高:約38.4万円、最低:550円)		
B. 記録の 正確性 の確保	③被保険者記録と 厚生年金基金記録との 突合せ	36,642件 (オンライン記録につき複数の不一致の理由がある場合はそれぞれを1件と計上。)		
	(企業員事案1,602件)	・年金事務所段階での記録回復 627件 ・第三者委員会におけるあっせんによる記録回復 735件		
	酬等の 遡及訂 る記録回復(2万件戸別訪 正事案 問調査対象者以外を含 よ)	2,921件 (うち6.9万件該当(3条件全てに該当)の事案 1,618件(一部推計))		

記録訂正による 年金額(年額) の増額の累計 (平成20年5月以降)

> 6 9 1 億円 (133万件)

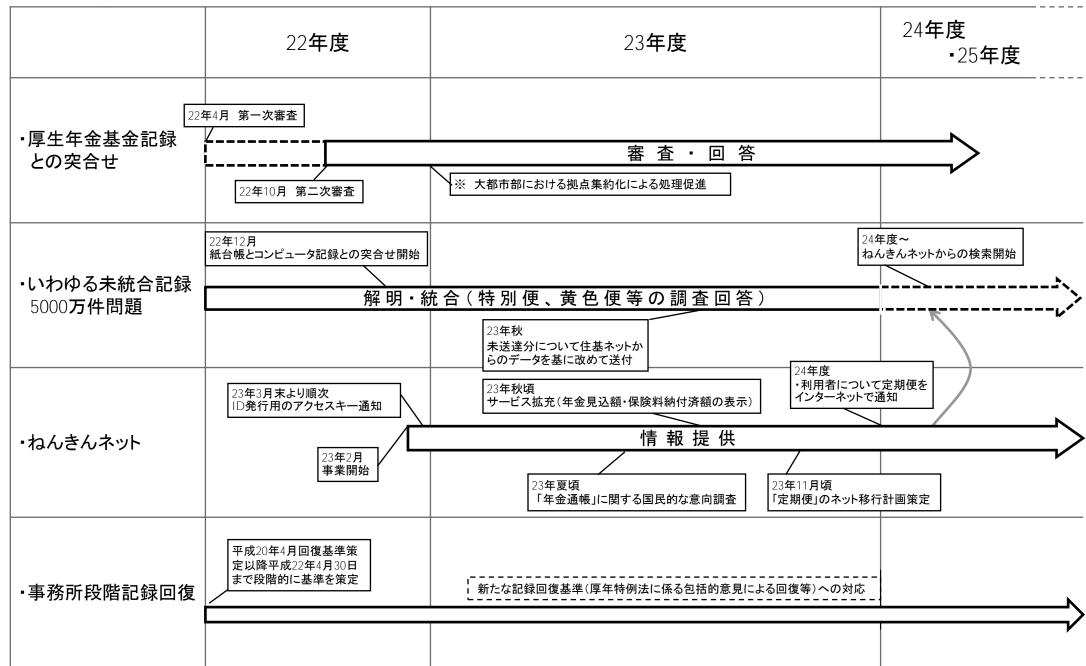
65歳から受給した 場合の回復総額 (生涯額)

、約1.4兆円)

未統合記録5, 095万件の解明状況

(平成18年6月時点) (平成23年03月時点) 平成18年6月に 統合済みの記録 5,095万件あった 未統合記録のうち、 1,563万件 1. 563万件 (1,239万人※) 統合済み ※ 人数内訳 未統合 特別便などによって、 **受給者** 517**万人** 解明作業が進展中の記録 被保険者 722万人 記録 1,001万件 5,095 今後、更に解明を 万件 進める記録 976万件 既に亡くなられているなど、 一定の解明がなされた記録 1,555万件

4 記録問題対策の課題 (※紙台帳とコンピュータ記録の突合せを除く)



5 再発生防止に向けての取組み

- (1) 未統合記録の発生防止
 - ① 基礎年金番号の重複付番への対策

ア 新規発生の防止

- 〇 現在は、基礎年金番号が未記載の資格取得届については、3項目(氏名・生年月日及び性別)が一致する番号が既にある場合、仮番号を付して疑重複調査票を送付して確認しているが、これを今後、仮番号による別管理の徹底のためシステムを改修し、積極的確認ができない限り新規付番しない取扱いとする。併せて、疑重複調査票の職歴欄に基礎年金番号の記録(職歴)をプレ印刷することで回答し易くするとともに、未返答者に督促を徹底する。
- ※ なお、現在は、4項目一致(3項目+住所)番号が存在する場合でも疑重複調査票を送付し確認しているが、これを今後、疑重複調査票に4項目一致番号の有無を印字することにより、職員が同一人と確認できた場合には疑重複調査票を送付せずに前の番号を用いることとする。

イ 既発生分の整理

- 現在は、現時点の記録における4項目一致番号を4カ月毎に抽出して、重複付番の解消を図っているが、これを今後、住所以外の4項目目を設定(配偶者など)し、過去の履歴を含めた4項目一致番号を抽出することにより、仮番号と基礎年金番号の名寄せを実施していく。
- 3項目一致番号保有者に、その番号が本人のものであるかの確認文書を送付し、その結果に基づき重複付番を解消していく。
- ② 「社会保障・税に関わる番号制度」の活用
 - 現在、政府において検討が進められている社会保障・税番号制度の導入に向け積極的に対応し、今後の記録管理に活用していく。

(2) 記録の正確性の確保

① ご本人による確認機会

ア ねんきん定期便による確認

- 〇 ねんきん定期便により通知する情報
 - 年金加入期間
 - ・ 年金見込額(50歳未満の方は加入実績に応じた年金見込額を、50歳以上の方は「ねんきん定期便」作成時 点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額を提供)
 - 保険料の納付額
 - 年金加入履歴
 - 厚生年金の期間の月毎の標準報酬月額
 - 国民年金の期間の月毎の保険料納付額
 - ※ 厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付額については、節目年齢(35歳、45歳及び58歳)の方には全期間を、その他の年齢の方には直近1年間の年金加入記録及び保険料納付状況をお知らせする。

イ ねんきんネットによる確認

- 加入者に対し、ユーザIDを取得するための「アクセスキー」を「ねんきん定期便」を活用して配布するとともに、受給者に対し「アクセスキー」を配布するお知らせを送付する。
- 〇年金記録の確認がより便利にできるよう、平成23年度秋を目処に、保険料納付済額や本人が指定した条件に基づく年金見込額の試算を表示するなどの機能追加を行う。
- ウ 事業主から被保険者本人への標準報酬月額等の通知
 - 〇ご本人へ通知していただくよう納入告知書等の送付の際に周知するほか、事業所調査時等に事業主に指導するといった対応を引き続き実施する。

② 事務処理誤りの防止

○ 届書等に係る入力誤りや決定誤りを防止するため、届書等の電子申請や磁気媒体による届出を促進すると ともに、事業主から「紙」により提出される届書については、届出された内容を直接OCR装置から読み取り、磁気媒体を作成する方法等を検討する。

(参考) 記録問題関係のその他の対策

① 再裁定の迅速化

・ 平成21年3月時点で約7.2月を要していたが、現在(平成23年3月)は約2.5月で処理

② 時効特例給付及び特別加算金への対応

・ 平成21年3月時点で約10.0月を要していたが、現在(平成23年3月)は約5.0月で処理

③ 未送達者への対応

・ ねんきん特別便、ねんきん定期便等が未送達の方に対し、住民基本台帳ネットワークより直近の住所を把握し、23年秋以降順次、改めて送付を行う。

④ 未回答者への対応

- ・これまで、ねんきん特別便に回答のない受給者の方については回答勧奨ハガキの送付、名寄せ特別便に回答のない受給者の方には個別に フォローアップ照会を実施、また、同様に被保険者についてはねんきん定期便に回答勧奨のお知らせを同封した。
- ・ 今後は、年金受給者についてはねんきんネットの「アクセスキー」をお知らせする際に回答の勧奨を実施するとともに被保険者に ついては今年度のねんきん定期便で回答勧奨を実施している。

⑤ 年金未請求者への対応

- ・ オンライン記録上受給資格期間を満たさない方に、合算対象期間(カラ期間)等について注意喚起を行うお知らせを送付した。 (平成21年12月約50万件)
- ・ 年金受給資格期間を満たしていながら全部または一部を請求していない69歳以上の方に、請求を促すためのお知らせを送付した。 (平成22年9月30日 約6.5万件)
- ・ 平成23年5月から、毎月69歳に到達する方に同様のお知らせを送付することとした。
- ・ 70歳までの一定期間において保険料を納付することにより受給資格期間を満たす方のうち、平成22年1月1日時点で64歳以上の方に合算対象期間(カラ期間)等についての説明を行い、年金事務所等への相談を促すお知らせを送付した。(平成22年9月28日 約1.6万件)

⑥ 年金事務所段階における記録回復の促進

- ・ 脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある方(まだら事案)に、実際に脱退手当金の支給を受け たかどうかご確認いただくお知らせを送付した。(平成22年9月 約14.3万件)
- ・ また、平成22年4月に定められた脱退手当金に関する新基準に基づき、年金事務所段階における記録回復を促進した。
- ・ この他、まだら事案以外の厚生年金に係る事案及び国民年金に係る事案についても、年金事務所段階における記録回復基準について年金 事務所にポスターを掲出するなど、国民への周知を図り迅速な記録回復を図ってきている。
- ・ 今後、厚年特例法事案に係る包括的意見による回復等の新たな記録回復基準への対応を図ることとしている。

⑦ 旧令共済対象者への対応

- ・ 国家公務員共済組合連合会から旧令共済組合の組合員の原票データの提供を受け年金記録との名寄せを行い、ご本人と思われ年金額が増加する可能性の高い方に「旧令共済組合記録の確認のお知らせ」を送付した。(平成21年10月から22年3月 約1,500人)
- ・ 同様に脱退一時金支払調書等のデータの提供を受け、氏名、生年月日及び性別の3項目の情報が揃った方に上記と同様に年金記録との名 寄せを行い、年金額が増加する可能性の高い方に「旧令共済組合記録のお知らせ」を送付した。(平成23年3月 945人)
- ・ なお、旧令共済制度の内容等については、改めて全国への周知を行った。(平成23年5月21日 全国年金事務所長会議)